

京都市告示第 5 1 6 号

京都市健康増進センターの指定管理者である公益財団法人京都市健康づくり協会から、臨時休館及び利用料金免除について次のとおり申請があったため、京都市健康増進センター条例第 4 条ただし書及び第 1 1 条の規定に基づき、これを承認します。

平成 2 6 年 2 月 2 8 日

京都市長 門川 大作

1 休館日

平成 2 6 年 3 月 1 6 日（日）

2 利用料金免除

(1) 免除施設

プール及びトレーニングルーム

(2) 免除期間

平成 2 6 年 3 月 1 6 日（日）午前 1 0 時から午後 3 時まで

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)